

道営住宅等の整備基準の改正について

概要

道営住宅の整備基準は、原則、国の技術的助言を準用して定めている。

令和4年4月1日付けの国からの通知により、公営住宅等整備基準に係る温熱環境やエネルギー消費量に関する項目が改正されたため、以下のとおり改正する。

「道営住宅等の整備基準」の現行及び改正案の比較 ※温熱環境、エネルギー消費量に係る部分を抜粋

	改正案	現行
温熱環境 (外皮平均熱貫流率：UA値)	0.40以下 (I、II地域) 0.50以下 (III地域) (W/ (m ² ・K))	0.46 (I、II地域) 0.56 (III地域) (W/ (m ² ・K))
エネルギー消費量 (一次エネルギー消費量基準：BEI)	0.8以下 (設計一次エネルギー消費量/ 基準一次エネルギー消費量)	—
太陽光発電設備の設置	やむを得ない場合等を除き、設置 (やむを得ない場合等：気候風土や高層等)	—

「道営住宅等の整備基準の改正案」と「評価方法基準（品確法）」の関係について

断熱等性能等級 (UA値)

地域の区分	1・2地域	3地域
等級7	0.20以下	0.20以下
等級6	0.28以下	0.28以下
等級5	0.40以下	0.50以下
等級4	0.46以下	0.56以下

等級7
(戸建住宅のみ)

等級6
(戸建住宅のみ)

等級5

等級4

建築物エネルギー消費性能誘導基準 **改正案**

省エネ基準 (義務基準)

現行

一次エネルギー消費量等級 (BEI)

等級6	0.8以下
等級5	0.9以下
等級4	1.0以下

等級6

建築物エネルギー消費性能誘導基準 **改正案**

等級5

等級4

省エネ基準 (義務基準)

現行

今後のスケジュール (案)

日程	内容
令和5年	3月28日 北海道住宅対策審議会 【本日】
	3月末 決定
	4月1日 公告

適用物件について

本改正後に実施設計を行う全ての物件に適用する。
 ※基本設計を本改正前に行っている場合においても適用する。